

## 第2回岐阜県住宅宿泊事業審議会開催結果

### 1 日 時

平成30年11月27日（火） 10時00分～11時20分

### 2 場 所

県庁議会西棟 第2会議室

### 3 委 員

<b>会 長</b>	竹 内 治 彦	(岐阜経済大学経営学部 教授)
	大 池 かおり	(平井法律事務所 弁護士)
	大 野 正 博	(朝日大学法学部 教授)
	岡 本 真理子	(東海学院大学健康福祉学部 教授)
	堀 泰 則	(岐阜県商工会議所連合会 高山商工会議所 副会頭)
	増 田 智 子	(ジェトロ岐阜貿易情報センター 所長)
	水 野 光 二	(岐阜県市長会 会長 (瑞浪市長)) <欠席>

以上7名 ※50音順

(県)

神 門 純 一	副知事
森 岡 久 尚	健康福祉部長
西 哲 也	健康福祉部次長
野 池 真奈美	健康福祉部生活衛生課課長
古 田 幹 雄	健康福祉部生活衛生課住宅宿泊事業対策監
森 島 勝 博	商工労働部観光国際局副局長
尾 関 新太郎	商工労働部観光国際局観光企画課長

### 4 議 事

- (1) 本県における住宅宿泊事業の現状について
- (2) 事業者からの実施状況聴取について

### 5 議事要旨

別紙のとおり

## 第2回岐阜県住宅宿泊事業審議会・議事要旨

### 1 あいさつ

- ・ 神門副知事あいさつ

### 2 議 事

#### (1) 本県における住宅宿泊事業の現状について

##### <住宅宿泊事業対策監>

- ・ 本県における住宅宿泊事業の現状について説明

#### ※質疑応答等

##### <委員>

- ・ 法人からの届出のうち5件は別荘保有者となっているが、当該届出住宅は、法人が所有しているのか。

##### <住宅宿泊事業対策監>

- ・ 法人名義の住宅である。

##### <委員>

- ・ 民泊の届出状況について、東京都が最も多いという説明であったが、資料中、どのように読み取ればよいか。

##### <住宅宿泊事業対策監>

- ・ 住宅宿泊事業は、都道府県と保健所設置市が行うことができるとされており、東京都と保健所設置市である八王子市と町田市、さらに、特別区である都内23区の数値を合計した数値が全国一位ということである。

##### <委員>

- ・ 民泊の事業者情報の公表はどこで行われているか。

##### <住宅宿泊事業対策監>

- ・ 県のホームページで公表している。

##### <委員>

- ・ 保健所等に問い合わせれば教えてくれるのか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・問い合わせにも対応している。

<委員>

- ・届出件数が91件に対して、受理が71件とあるが、受理されなかった案件については、どのような点に問題があるか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・未受理となっている案件の主な理由は、「住宅の図面」の補正を依頼しているためである。「住宅の図面」において、居室面積等を適切に確認しなければならないため、補正を依頼する事項として「住宅の図面」が最も多い。

<副知事>

- ・今までで、最終的に不受理扱いとなった案件はあるか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・現時点ではない。

<副知事>

- ・補正をお願いして、届出者が適切に対応してもらえれば受理になるということである。

<健康福祉部次長>

- ・配布資料における届出・受理件数は、分析に時間が必要なため11月16日時点でお示ししているが、速報値の11月22日の時点では、92件の届出に対して、受理は84件となっており、届出に対しては、順次、受理している状況である。

<会長>

- ・届出件数については、概ね予想通りであり、着実に伸びている。
- ・県では、事業者に対して、年1回の巡回指導を行うとしているが、将来的な県の人員の見通しは大丈夫か。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・現段階では、今の体制の中で順次、巡回指導を実施する予定である。

<会長>

- ・今後、よほど届出が伸びない限り、今の体制で良いことを承知した。

- ・適正運営に向けた取組みについては、本県では近隣県等（9 県 1 市）と比べても、届出受理後の立入検査や無許可営業施設の調査をはじめ、手厚く実施されていることを承知した。

<委員>

- ・民泊の施設数はどのくらいか。また、施設ごとの宿泊者の定員はあるか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・受理施設としては、11月16日時点で71施設。宿泊実績では、9月末までに受理した55施設の状況である。
- ・1施設あたりの定員はないが、衛生管理上、居室は、一人当たり3.3平方メートル以上確保するという基準があるため、その中で、事業者が定員を定めている。
- ・当県の傾向としては、一戸建て住宅の空き部屋を有効活用するケースが多く、1施設あたり2部屋程度が多い。

<委員>

- ・大きな住宅の場合、稼働率が高いと宿泊者が多くなるということか。

<会長>

- ・稼働率が高い一戸建て住宅の特殊事情を教えてください。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・宿泊者数が多かった一戸建て住宅では、居室は4部屋あり、居室面積は計約40平方メートル程度である。

<会長>

- ・一部の戸建て住宅の稼働率が高く、宿泊者が多くなっているが、県全体の宿泊実績は、それほど多くないという印象である。
- ・今回の宿泊実績は、本年6月15日から9月末までであり、その間、7月は豪雨災害、8月はJR高山本線が動いていないといった状況もある。法施行後、間もない4か月の実績であり、傾向を掴むことは難しいが、うまくいった施設はそれなりに回転している状況だと思われる。

<委員>

- ・遵守事項の一覧の中に、「外国人観光客のために外国語を用いて表記」とあり、その外国語は、一般的には英語だと思われる。例えば、中国の方や台湾の方が多く利用する施設の場合は、その母国語のみの表記でも良いのか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・基本的には、英語で表記されていれば問題ない。ただし、宿泊者のサービスという視点から、例えば、アジア系の方をターゲットにするのであれば、その母国語も表記するよう事業者にアドバイスをしている。

<委員>

- ・県に相談すれば、英語から中国語などにも翻訳してもらえるか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・個別に検討していきたい。

<会長>

- ・住宅宿泊事業に関する市町村の取組みは、市町村によって、やや抑え目なものから促進するものと様々である。市町村連携会議では、各自治体が関心をもって全体的には前向きに取組みをしているという感触でよいか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・民泊にかかる市町村の担当課を調べると、観光部局が多い。市町村連携会議において各市町村は、民泊に対する住民の不安があるという認識は持ちつつも、民泊の活用についての相談も受けており、適正運営を図りながら前向きに考える市町村がでてきている。

<会長>

- ・民泊の適正な運営が第一にあって、それが担保される地域で、民泊をどう広めていけるかということが浸透しつつある。

<委員>

- ・高山市の場合、「高山市民泊ガイド」を作成中であり、他の市町村と趣が異なる。1つは、ごみ出しルールについて町内会から意見がでている。もう1つは、外国人がスマートフォンを頼りに宿泊施設を探すため、町内の住居地域を徘徊するという事で、町内会から意見が出ています。

<会長>

- ・民泊に係るごみについては、基本的には事業ごみということで、有料として処理することでよいか。

<委員>

- ・高山市の場合、事業者が処理施設に直接持ち込むというよりは、市指定の有料の

シールを貼って、指定された曜日に家庭ごみと一緒に処理するケースが多いため、ごみの問題はどうしても発生する。

<健康福祉部次長>

- ・小規模な事業ごみの場合、事業者は、処理施設に直接持ち込むというより、家庭ごみと一緒に処理するケースが多いため、ごみ出しのルールと直結する。

<会長>

- ・ごみの処理費用はどうか。

<健康福祉部次長>

- ・ごみの処理費用は、袋を有料化するなど、自治体によって様々である。

<委員>

- ・施設利用におけるごみ出しのルールを守っていただく必要はあるが、民泊に係る事項については、保健所をはじめ県がしっかり調査されているため、問題はない。

<会長>

- ・ごみの問題は話題になりやすいので、良い解決方法を検討いただきたい。

## (2) 事業者からの実施状況聴取について

<事業者>

- ・住宅宿泊事業の実施状況について説明

### ※質疑応答等

<委員>

- ・予約はA社のみ受け付けているのか。

<事業者>

- ・予約はA社のみである。

<委員>

- ・宿泊者を決定する際は、判断までどのくらいの日程を要するか。

<事業者>

- ・宿泊予定者がまず宿泊予約をしてからコミュニケーションを開始する場合と、事前

に「泊まりたいがどうか。」という問い合わせからコミュニケーションを開始する場合の2通りある。後者は3割程度である。その後、2、3日かけて、宿泊予定者とメールして、実際に宿泊させるか判断する。メールにすると、往復10通程度である。

<委員>

- ・ 宿泊を断る場合は、どのような点から判断するか。

<事業者>

- ・ 英語の文章から判断している。また、宿泊人数について定員を超える無理な依頼をする場合も断っている。また、利用目的がビジネス等の場合も断っている。

<委員>

- ・ 民泊を行う目的は、主に国際交流への貢献であると思うが、実際は、ある程度の利益はあるか。

<事業者>

- ・ 赤字にはなっていない。
- ・ 私自身、20歳と22歳の時に、海外旅行で民泊施設を利用し、その時に接してくれたホストのことを今もよく覚えており、その経験は一生ものとなっている。私は、そのイメージで民泊事業を行いたいと思う。

<委員>

- ・ 価格設定は。

<事業者>

- ・ A社から助言をもらっているが、リーズナブルにしている。

<会長>

- ・ 旅館やホテルと異なり、民泊では安全の確保を目的に宿泊者も選べるということを承知した。
- ・ 民泊を文化交流の手段として活用されているということで、ある意味で理想的な形である。

<委員>

- ・ 民泊については、県は、住宅宿泊事業法に則って、適正に取組みを行っており、感謝している。
- ・ 一方で、高山市内では、日数制限のない旅館業法上の簡易宿所が大幅に増え、現時

点では約170件となっており、民泊と簡易宿所の棲み分けが問題となっている。

- ・民泊施設は県ホームページに住所等が公開されているが、簡易宿所については公表されていない。旅館組合や民宿組合に加入した簡易宿所は把握できるが、加入していない場合は、観光案内所でもわからない場合があるため、県ホームページで情報の公表をして欲しい。

#### <健康福祉部次長>

- ・この審議会は、民泊が中心であるが、旅館業法の所管部局は同じであるため、今後、情報交換をしながら進めていきたい。

#### <会長>

- ・県においては、本日の審議会における委員からの意見も踏まえて、今後も適正運営に努めて欲しい。
- ・特定の問題も起きていないため、現状では制限条例についての議論は必要ないものと認識している。